

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)
C

第一、甲の罪責について

1. 甲は乙と共にDを訪問した。

住居侵入罪(刑法(以下読み略)30条前段)は、①管理権者の意思に反して、②他人の起臥や寝食に使用する建物に侵入した場合に成立する。

甲はBの二室で、Cが使用しており、Cの管理権に侵服する。Dの一室に、Cの許可なく侵入している。これは、Cが訪問を明確に拒否していることから、Bという同居の娘の許可があっても①を肯定する。そして、DはB・Cが起臥寝食に使用していた差マニャである(②充足)。

よって、甲には住居侵入罪が成立する。

2. 次に、甲はBを連れ出す際に乙に命令してCの体を押入させた。

(1) 共同正犯(60条)は、①共謀して②犯罪を実行(行為)に成立する。①は、意思連絡と正犯性である。

(2) 甲は現場で、乙に押入させるようCの体を押入させるように黙示に意思を届けた。これは、二人の目的がBを連れ出すことにあることから認定できる。そして、甲は実際にはCの体を押入していないが、単に役割をBを連れ出す部分を担っていただけで、正犯性は認められる(①充足)。

また、後述するように乙が建補罪(209条前段)の犯行がある建補を行っている(②充足)。

(3) よって、甲には乙と建補罪の共同正犯が成立する。

3. また甲はBを車に連れ去っている。

(1) 未成年者略取罪(224条)は、未成年者を、②親権者の意に反して連れ去った場合に成立する。Bは16歳であり、未成年者(民法第4条)である(①充足)。そして、本人の同意はあれど、母の母

閉鎖の所在にない
たとえ、意中にも解
はしている。

誘拐の成立
よって認められる。
未成年者略取の
意中にも解
はしている。

1 ページ
裏面へ

たが親権者の意思に反して判断する
理由はない。

親である(の意に反して)連れ去っている(②充足)。

よって、未成年者略取罪が成立する。

4. 以上、甲はBを突き飛ばして身代りしている。

傷害罪(204条)は、①人の身体を②生理的機能を害した場合に成立する。(①充足)

甲はBの頭部に流血。Bは甲の上記行為により、頭部には出血を伴う中重度を負っている。出血状態は生理的機能を害している(②充足)。また、気絶した点についても、数瞬間意識を喪失していることが、その間の生理的機能を害しているといえる(②充足)。

よって、甲には傷害罪が成立する。

5. 以上、甲は、気絶したBを山中に置き去りにした。

保護責任者遺棄罪(218条)は、①同所所有の者を②保護する責任のある者(3)として、③必要の行為をしなかった場合に成立する。(②充足)

Bは気絶状態にあるから、病的状態といえ、病者である(①充足)

よって、甲はBの病的状態をつくり出した者であり、Bは下山の道を知らず安全に下山させる責任があったといえる(②充足)。それは、甲がBを置き去りにしたからである(③充足)。よって、ハイキングコースから外れた人気のない山中に置き去りにしたのであるから、冬の山中で下山できず、Bの生命を危険にさらす行為といえる(③充足)。

よって、甲には保護責任者遺棄罪が成立する。なお、甲には殺意はなからなかったから殺人未遂(190条、203条)の成立の余地はない。6. 以上より、甲には住居侵入罪、未成年者略取罪、建補罪、傷害罪、保護責任者遺棄罪が成立し、併合罪(45条)となる。

第二、乙の罪責について。

1. 乙は、甲と共にDに侵入しており、上記と同様に住居侵入罪が成立する。甲と共同正犯として。

2. 乙はCの体を押入させた。

建補罪は、①人の身体を②直接的に拘束し、③その者の自由を奪う場合に成立する。②は、直接的に拘束し、③その者の自由を奪うこと

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

どのような場合に認められるのか、
よって、意中にも解
はしている。

高検に情報として
伝えている事実が
あり、

作中の内容を
特定して下す。

逮捕といふほどの
時間の経過があるのか、
厳密にはないとい
思いました。

2 ページ

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)

である。

① Cは、Aを押し倒す(充足)、Cの身体を(充足)、Zは直接的に押し倒す(充足)。Bが連れ去る(充足)ように抵抗する行為を排除した(充足)から、同罪が成立する。

3. Zは、2を通じて、甲がBを連れ去ることに協力した。

① 共同正犯の要件は前述の通りである。Zは、甲と事前にBをDから連れ出すことを目的としてD宅へ入っており、Cに見つかる時点で黙示にCを押し倒す意思連絡をとりあう。また、ZはA団体のメンバーであったことから、事情を知っており、Bを連れ出すために荷づくりも手伝っていることから、且ての犯罪として協力していたと考えられる。連れ出すかCの身体を押し倒すかは役割分担の問題であって、正犯性も認められる(充足)。そして、前述のとおり、誘拐は甲が行っている(充足)。

よって、Zは甲と共同正犯として未成年誘拐罪が成立する。

4. Zは山中で見つけたBを保護せざるを得なかった。

① (1) まず、Zは、甲や丙と意思連絡していない(共同正犯の要件の不足)。共同正犯の処罰相手が利用被用者関係による利用被用者にあることより、片面的共同正犯の成立は否定される。他方、刑法(199)については、正犯者の犯罪人の被害者において、助けが可能であるから、成立の余地がある。

3 補助は、正犯者の犯罪に成立する。

① イ Zは、Bを放置した点において、甲の保護責任者業務を助えたともいえる。もっとも、甲の上記行為は、ZがBを発見した時点ですでに既遂となっているから、共犯は成立しない。

① (2) 次に、Z単独で独犯の成立については、Zには保護者としての地位がなく、不作為の殺人罪についても成立が

ない。不可罰となる。

5. よって、Zには住居侵入罪、逮捕罪、未成年誘拐罪が成立し、併合罪となる。

第3. 丙の罪責について。

① 1. 丙は、甲がBを傷害したと打ちあつたBに対して海外へ行くように言った。

この点について、傷害の犯人であり甲を隠匿したといえるから、犯人隠匿罪が成立する(103条後段)。

2. また、丙は、甲と共にBを山中に置き去りにした。

① (1) 丙は甲と意思を合致して(充足)いる。しかし、正犯意思は認められない。したがって、教唆(61条)にとどまる。

(2) さらに、保護者の地位がないことより、刑法(65条)の遺棄の陥度で責任を負う(65条1項)。

① 5. よって、丙には犯人隠匿罪と、保護責任者業務の教唆が成立し、丙は観念的競合(54条1項前段)となる。

答案作成が終わりました。

① 問題文を読み、疑問に思った点を、答案に上手に表現していったと思います。(住居侵入罪については、よく検討できていたと思います)。

① 見出しがあるように、どの罪の検討しているかをききながら、読み進めようと思います。

① もっと事実に基づいて、読み進めようと思います。

① 1. 丙は、甲がBを傷害したと打ちあつたBに対して海外へ行くように言った。

① 2. また、丙は、甲と共にBを山中に置き去りにした。

辻本

高等司法研究科

保護費に著産棄罪
の検討が抜けていた。

2 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
	2年・3年・修了生		

甲、丙の共同正犯に
て論じてはいた
です。

白が黒に化けても、甲
 白に化けることをどう考
 えるか、黒に化けるか、白に化けるか

甲と丙の關係によ
はみうるかもしれない
たとは思いました。

(2) 本件におき、天正 Bの創始する工場所、天正 Jの
から外に出る場所におき、人々立ち入り可能な工場所
の設置に同意した。Bの運営維持、存続の目的に
非ず、天正 Jの依頼におき、天正 Jの依頼に
具する。Bは天正 Jの依頼、天正 Jの依頼、天正 Jの
の意見に同意した。省民自身、天正 Jの
を天正 Jの依頼に同意した。省民自身、天正 Jの

中心主 而。保護責任者、口、口、口。

 $\frac{1}{x} \cdot \frac{1}{b}$

裏面へ

过本

10

15

20

25

30

ページ

高等司法研究科

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

群画(ABCD)
C

第1. 甲の罪責について

1. 甲は、Cの留守を見計らってDを訪問しているが、住居侵入罪(刑法130条)が成立しないか。(※以下、法条のみ記載)

(1) 「侵入」とは住居権者の意思に反する立入りをいう。

刑法130条新釈と
正確に!

(2) 本件において、Bは甲の立入りを許可しているが、Cは甲の立入りの際、留守にしていた上、甲がDへ訪問することを明確に拒否していたことから、~~また~~ Cが甲の立入りを認めることとはない。したがって、甲は住居権者の意思に反する立入りをしていることから、「侵入」しているといえる。

本問では、住居権者が
誰か問題と
なっています。

(3) 甲は、Cが反対しているにもかかわらず、BをAに連れ去るためにDへ立ち入っていることから「正当な理由」も認められない。

道義性阻却事由の
部分で検討する上
に17下エィ。(そのま
ま) 検討(はいんのか
?) 思います。

(4) 以上より、甲には住居侵入罪が成立する。

2. 甲は、Cが反対するなか、Cを乙に押しさえせ、未成年者であるBを車で連れ去っている。甲に未成年者略取罪(共同正犯) (60条、217条) が成立しないか。

(1) 「略取」とは、暴行又は脅迫を手段として、監護権者の意思に反し、未成年者をその生活環境から連れ去り、自己の事実上の支配下に置くことをいう。

模範より、
親権者の意思に
反する理由
がみえればよい。

(2) 本件において、Bは甲について行方不明になることを望んでいるものの、Bの監護権(民法820条)を有する母親のCはBがAに入ること強く反対している。そして、Aは甲が立ち上げたものであり、構成員の生活費や農業のための経費などは甲の財産で全て賄われていたことから、Aは甲が絶大な影響力を保持している団体であり、Aに入ることとは甲の支配下に入るということである。したがって、反対するCの体を乙に押しさえせ、Bを車に乗せAへ連れ去る行為は、暴行を手段に、監護権者の意思に反し、未成年者をその生活環境から連れ去り、自己の

模範では、監護権者の
意思に反する理由
を挙げているに、親権
者Bの意思を検討
していい。

「Bと乙に車であつ
いた」両点で取違
いなのではと
思います。

1 ページ
裏面へ

事実上の支配下に置いておけるといえる。「略取」している。

(3) 以上より、甲には未成年者略取罪が成立する。

3. 甲は、かっとなってBを突き飛ばした結果、Bは転倒し、地面に後頭部をぶつけ、頭部外傷により全治1ヶ月程度の傷害を負わされている。したがって、甲には傷害罪(204条)が成立する。

4. 甲は、突き飛ばしたBが、頭部から血を流し気絶しているにもかかわらず、病院に連れていくこともなく、そのままにして山から立ち去っている。甲に遺棄罪(217条)は成立しないか。

甲は保護責任者とい
うのは正しいか?

(1) Bは頭部から血を流し気絶していたのであるから「扶助を必要とする者」にあたる。

(2) ~~甲が気絶したBを放置した場所~~は、ハイキングコースなどから外れた場所であり、人が立ち寄り可能性もおおきなく、B自身も帰り道を知らない状態であった。そのような状況下で、頭部から血を流し、を認識して上で、治療が必要である

遺棄の必要は必要で
ない。

ことを認識していたBを放置して置くことは、死んでいく可能性も十分に考えられる危険なものである。したがって、甲の行為は「遺棄」したといえる。

217条の遺棄には、置
きは合わないとする
べき。

(3) 以上より、甲には遺棄罪が成立する。

5. 甲の罪責は、1と2が牽連犯(54条項後段)となり、1・2と3及び4は併合罪(45条)となる。

第2. 乙の罪責について

1. 乙は甲に反対、Bを放置し高飛気することを提案し実行していることから、遺棄罪の共同正犯(60条、217条)が成立しないか。

(1) 共同正犯は①共謀、②重なる寄与、③①に基づき実行行為により認められる。①は意思連絡と正犯意思がなければ認められる。

②は本件において、乙は甲から意見を求められ、Bを放置し高飛気することを提案し、甲もその提案を了承していることから、意思連絡が認められる。そして、甲と一緒に高

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

2 ページ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名

評価(ABCD)

--

飛ぶこと、甲のお金で海外で悠々自適に暮らすつもりでいることから正犯意思も認められる。したがって、①を充足する。

イ。丙はBをどうしようかと悩んでいた甲に、Bを放置して自殺させることを提案して、甲の今後の取る行動を決定する手助けをさせていることから、重大な寄与が認められる(④充足)。

ウ。甲は丙との間の共謀に基づいて実行していることから③を充足する。

② 以上より、丙には甲との間に遺棄罪の共同正犯が成立する。

② 丙 第3. の罪責について

1. 乙は甲と共にDを訪問していることから、住居侵入罪の共同正犯(60条, 130条)が成立する。

2. 乙は甲がBを連れ去る際に、Cを押さえていたことから未成年者略取罪の共同正犯(60条, 224条)が成立する。

(1) 共同正犯の成立要件(本上述べた通り)である。

(2) 乙はAを甲と共に自給自足生活を送っている者だが、Bの荷造りの手伝いに来ただけであり、甲はCの体を押さえていると言われたから従っただけである。したがって、Bを連れ去ることに意思連絡が、あったとはいえない。

(3) 以上より、乙には暴行罪(208条)が成立するだけである。

3. 乙は住居侵入罪の共同正犯と暴行罪が成立し、両者は牽連犯(59条(現後段))となる。

以上

現物失竊はみるの
どはないが、入所
を認めないCの体を
押さえていた甲が、
Bを連れ去るに協力
するが、...

ページ

裏面へ

客観作成のみで済ませました。

甲によるBの連れ去り行為は、保護責任者遺棄罪に該当するが、問題となっており、既述の通り、
ていました。そのため、甲は単独遺棄罪(1)を検討していい
ため、点数が下がりました。

どのような場合に保護責任者といえるか、判例を見直し、
本問でとりなすか検討してみよう。

また、単独遺棄罪と保護責任者遺棄罪では、遺棄に
置きかたの不作為が含まれる点に違いがあるので注意し
て下さい。

応援しています。頑張ってください。

辻本

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。